

保険料の徴収が始まります

○ 3月31日現在で国民健康保険・国保組合に加入されている方

年額18万以上の年金を受けとっている方は、平成20年4月15日の年金支給日から、介護保険料と同様に年金から天引きされることになります（特別徴収）。

それ以外の方は、納付書や口座振替等により市町村に納めることになります（普通徴収）。

※介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

特別徴収の対象者の方には、平成20年4月上旬に保険料賦課決定通知書と仮徴収開始通知書が送付されます。

年 金 支給月	平成20年 4月	平成20年 6月	平成20年 8月	平成20年 10月	平成20年 12月	平成21年 2月
------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	-------------

普通徴収の対象者の方には、平成20年7月上旬に保険料賦課決定通知書と納入通知書（納付書等）が送付されます。納期は全部で8期あります。

年 月	平 成 2 0 年						平 成 2 1 年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納 期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

○ 3月31日現在で社会保険等の加入者本人である方

平成20年7月に、保険料賦課決定通知書と納入通知書（納付書等）が送付されます。

特別徴収の対象となる方は、1期から3期まで（7月から9月まで）納付書や口座振替等により市町村へ納め、10月からは年金より天引きとなります。

○ 3月31日現在で社会保険等の扶養者である方

平成20年7月に、保険料賦課決定通知書と納入通知書（納付書等）が送付されます。

1期から3期まで（7月から9月まで）は保険料の徴収がありません。10月から、特別徴収の方は年金より天引きとなり、普通徴収の方は、納付書や口座振替等によって納めることになります。

【お問い合わせ先】 藤里町民生活課 健康福祉係 ☎ 79-2113

秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎ 018-838-0610

（電話番号のお掛け間違いのないようにお願いします。）

